

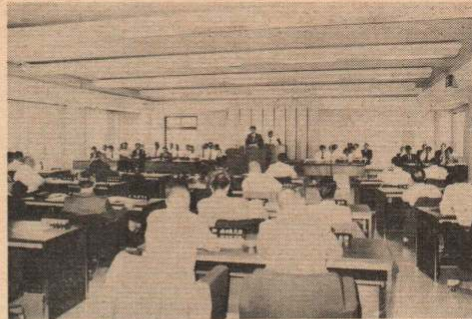
9月定例会市議会

墓園条例など27議案を可決

◇ 9月定例会市議会は9月1日から9月13日までの13日間にわたって開会されました。

◇ 今定例会では、52年度一般会計及び特別会計の補正予算案をはじめ小柄沢墓園に関する条例案や国民健康保険条例の一部を改正する条例案など26件の議案を含め、水道及び病院の事業会計51年度決算の認定など、全部で31件を提出し、2つの決算については閉会中に継続審議することにしたほかは、いずれも原案どおり可決されました。

◇ また、6月定例会から引き続き担当委員会で閉会中審査されていた都市公園条例案についても今定例会において可決されました。



一般会計に

3億3,944万円を追加

52年度一般会計に3億3,944万9千円が追加され、一般会計の総額は歳入歳出それぞれ7億9,651万2千円になりました。

歳入

の追加では、51年度からの繰越金が1億6,045万3千円と最も多く、次いで市税の6,252万8千円、それに市債の4,630万円などとなっています。

歳出

では、市道の改良舗装工事費などを計上した土木費の1億6,876万8千円を筆頭に、教育費の4,843万2千円、それに下水道事業への助成費を計上した諸支出金の2,746万1千円、そのほか災害復旧費の2,522万7千円などとなっています。

墓園条例を制定

小柄沢に造成中の墓園の一部がこのほど完成したことにより、今定例会でその

設置及び管理に関する条例が制定されました。

同条例では、墓園の名称を「大館市小柄沢墓園」と定め、墓地の永代使用をするための資格や使用許可等についてを定め、永代使用料や管理手数料など必要事項については規則で定めることとしています。

今回完成した墓地440区画の使用者の募集は1面でのお知らせどおり今月11日から行います。

公園条例を制定

市内には桂城公園をはじめ、各児童公園、それに運動公園など12の公園がありますが、これらの公園の管理運営を明確にするために「大館市都市公園条例」が新しく制定されました。

この公園条例のなかから、公園内での行為の制限など主なものについてお知らせします。

＜行為の制限としては＞
公園内では、行商、募金、興業、競技会、展示会、博覧会、それに花火、のろしなど火気を使用する場合などには、市長の

許可を受けなければなりません。

＜行為の禁止としては＞

公園内の竹木の伐採、植物の採取、鳥獣類の捕獲、殺傷や、はり紙などの広告の表示、それに車馬の乗り入れ、汚物の投棄、その他公園をその用途外に使用することなどとなっています。

また、公園を使用又は占用する場合の使用料及び占用料については、次表のとおりです。ただし昭和52年度中は従来どおり使用料等は徴収しないこととなっています。

＜公園占用料＞

占用の行為区分	占 用 料	占用の行為区分	占 用 料
行商、募金その他これに類する行為	1人1日につき 100円	競技会、展示会、博覧会、その他これに類する集合催し	1㎡につき 1日 30円
業としての写真の撮影	1人1日につき 200円	花火、のろしの上げ行為	
業としての映画の撮影	1日につき 4,000円	その他の占用	
興業	1㎡1日 30円		

助産費を6万円に

今定例会では国民健康保険条例の一部が改正され、保険給付のうち助産費が今までの4万円から6万円に引き上げられました。

この条例は、10月1日から施行されますので、10月1日前に出産した方への助産費はいままでの給付額となります

6路線を市道認定

今定例会において次の6路線が市道として新しく認定されました。

- 小釈迦内線
- 下代野線
- 相染住宅4号線
- 有浦区画12号線
- 柄沢稲荷山下線
- 上堤沢線

人権擁護委員を推せん

今定例会市議会の同意を得て、9月15日で任期満了の人権擁護委員に次の方々が秋田地方方法務局あて推せんされました。

(敬称略)

- 菊池礼三(東台) 内藤秀雄(釈迦内)
- 兜森運吉(鮎釣) 柳谷武(二井田)
- 畠沢恭一(花岡) 小野清(花岡)
- 佐々木茂見(雪沢)

＜公園使用料＞

使用期間の区分	使用料1㎡につき
1年以上のとき	1年 70円以内
1年未満のとき	1月 10円以内

9月定例会

議会だより

9月定例会

議会事務局では、市の広報に「議会だより」の欄を設けて市民の皆様へ定例会市議会で議決された議案や採択された請願陳情及び一般質問などについてお伝えすることになりました。

今回は9月定例会市議会についてお伝えします。

議案等

- ◆損害賠償の額を定めることなど専決処分2件 (承認)
- ◆昭和52年度各会計補正予算案9件 (原案可決)
- ◆議会の議決に付すべき契約および財産の取得、処分条例の改正 (原案可決)
- ◆市役所出張所設置条例の改正 (原案可決)
- ◆議員の報酬、費用弁償条例の改正 (原案可決)
- ◆議会等に出頭する証人、公聴会に参加した者の実費弁償条例の改正 (原案可決)
- ◆市長等の給与、旅費条例の改正 (原案可決)
- ◆市職員等の旅費条例改正 (原案可決)
- ◆非常勤特別職の報酬、費用弁償条例の改正 (原案可決)
- ◆議会の議員、非常勤職員の公務災害補償等の条例の改正 (原案可決)

- ◆国民健康保険条例の改正 (原案可決)
 - ◆小柄沢墓園条例 (原案可決)
 - ◆都市計画事業特別会計条例(原案可決)
 - ◆公民館使用条例の改正 (原案可決)
 - ◆市道路線の認定、変更、廃止 (原案可決)
 - ◆広域市町村圏組合規約の変更 (原案可決)
 - ◆都市公園条例(6月定例会から継続審査されていた議案) (原案可決)
 - ◆人権擁護委員候補者の推せん (原案異議なし)
- 以上のほか、次の決算については、担当委員会が閉会中に審査することになりました。
- ◆昭和51年度水道事業会計決算
 - ◆昭和51年度病院事業会計決算

一般質問

- 9月5、6日の2日間にわたって一般質問が行われ、西村久平、湯瀬勝衛、島山勝蔵、大坂谷征志、黒田常人の5議員が、市政をとりまく諸問題について市の方針をただしました。
- その主なものは、次のとおりです。
- ◆大型店の出現と地域経済社会との関係について
 - ◆市立病院のあり方とその問題点について
 - ◆教育行政について

- ◆国保事業と保健活動について
- ◆都市計画問題(将来的展望、道路計画排水路整備)について
- ◆地方財政の現況と今年度の財政見通しについて
- ◆教育問題(栗盛図書館の改築、少年非行の防止対策、校舎の防火対策)について
- ◆道路行政(農村部の道路整備舗装、大橋の歩道設置)について
- ◆高額医療費の貸付制度について
- ◆防災対策(火災死亡事故対策、水害対策)について
- ◆福祉事務所の問題について
- ◆市長の政治姿勢は、もっと柔軟であるべきではないか
- ◆広域圏組合の事業は、先に母体である自治体で先議すべきではないか
- ◆選挙管理の改善について
- ◆都市計画法について
- ◆公設卸売市場の問題について
- ◆二井田地区のハエ対策について
- ◆乱川の改修について
- ◆一中などマンモス校の第2体育館建設について
- ◆地方財政(地方交付税の引上げ、超過負担の解消等)について
- ◆大型店問題と高層建築対策について
- ◆御成町一丁目の東側開発について
- ◆公民館活動と町内会活動の助成について

て

- ◆稲作の状況と余り米対策について
- ◆獅子ヶ森地域の問題点について
- ◆米作の減反転作について
- ◆農村総合整備事業について
- ◆農村部の特設消防隊について

意見書

- 今定例会では、議員提案にかかわる次の意見書も決定されましたので、それぞれの関係機関に要望することになりました
- ◆不況克服に関する意見書 (提出先・総理、大蔵、自治各大臣)
 - ◆物価問題に関する意見書 (提出先・総理、大蔵、農林各大臣、経済企画庁、総務各長官)

採択された請願、陳情

- ◆(昭52)市道舗装工事の促進(鮎釣地内)
- ◆(昭52)市道の改良及び舗装(小釈迦内新道)
- ◆(昭52)市道の舗装(赤館町内)

閉会中(継続)審査事件

別項の決算2件をはじめ、請願、陳情併せて45件は、いずれも閉会中に担当委員会が審査することになりました。

防犯運動

10月2日
11月

○スローガン

(2) (1)

お出かけはひと声かけて力をつけて
あなたの愛車、自転車に力ぎをかけましょう